

福岡県公報

令和三年三月三十日
第百八十七号
増刊
①

目次

条 例 (第三号一第十四号)

- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二
- 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三
- 東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止する条例 (国際政策課) ……………三
- 福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (社会活動推進課) ……………三
- 福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) ……………四
- 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (薬務課) ……………四
- 福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障がい福祉課) ……………五
- 福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例 (道路建設課) ……………六
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………六
- 福岡県営住宅条例の一部を改正する条例 (県営住宅課) ……………六
- 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………七
- 福岡県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び福岡県警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

◇ 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 行政の事務の簡素化を図るため、職員のサービスの宣誓について、宣誓書を見直すこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止する条例

(企画・地域振興部国際政策課)

1 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条第三項に規定する震災特例旅券の発給期間が終了することに伴い、その発給手数料の特例を定めた東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部社会活動推進課)

1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の制定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった場合における公表方法が改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和三年六月九日から施行することとした。

◇ 福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

- 1 近年の子どもの心身の成長を考慮し、公衆浴場における男女の混浴制限年齢の基準について見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部薬務課)

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の制定により、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請等に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。ただし、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定申請に係る第一条の規定については、令和三年六月一日から施行することとした。

◇福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、指定障がい福祉サービス事業者等が虐待防止に係る措置を講ずることを義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路建設課)

- 1 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定による道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路に関する基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

- 1 県営住宅のより一層の適正な管理及び入居者の安全、安心な生活の確保を図るため、迷惑行為又は家賃の滞納により県営住宅の明渡請求を受けた者の再入居を制限すること等について、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 行政手続の簡素化を図るため、公安委員会の委員及び警察職員の服務の宣誓について、宣誓書を見直すこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第三号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第四号

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び

福岡県税条例の一部を改正する条例

（特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第一条 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例（平成二十九年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第

三十一号）附則第一条の二に規定する政令で定める日までの間において」を削り、同

項第一号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（福岡県税条例の一部改正）

第二条 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

付則第三十六条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法

律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第五号

東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を

廃止する条例

東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例（平成二十三年福岡県条例第二十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第六号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「公告又はインターネットの利用による」を削り、同条第五項及び第

六項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

附則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県条例第七号

福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡県公衆浴場法施行条例（昭和六十三年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「十歳」を「七歳」に改める。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県条例第八号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中一一六の項を削り、一一五の項を一一六の項とし、一一四の項を一一五の項とし、一一三の三の項の次に次のように加える。

一一四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第七項	薬局認定申請手数料	一一、〇〇〇円
-----	--	-----------	---------

の規定により、同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定の例により行われる認定の申請に対する審査

第二条 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表一一三の二の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表一一三の三の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同表一一四の項を次のように改める。

一一四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項の規定による地域連携薬局又は同法第六条の三第一項の専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	薬局認定申請手数料	一一、〇〇〇円
-----	--	-----------	---------

別表一一四の項の次に次のように加える。

一一四の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第四項の規定による地域連携薬局又は同法第六条の三第五項の専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	薬局認定更新申請手数料	一一、〇〇〇円
一一四の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局の認定証又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換交付の申請に対する審査	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
一一四の四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局の認定証又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の申請に対する審査	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付申請手数料	二、九〇〇円

別表一一九の五の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表一一九の七の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同表一二一の六の項から一二一の八の項までの規定中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表一二一の九の項及び一二一の十の項中「第二十三条の二第二項」

を「第二十三条の二第四項」に改め、同表一二一の十一の項中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同表一二八の項から一三〇の項までの規定中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表一三一の項から一三一の三の項までの規定中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同表一三四の項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同表一三五の項及び一三六の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表一三八の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同表一三九の項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改める。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第九号

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等

に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

3 第一項の事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十条第三項、第三十一条第三項、第三十五条第三項、第三十九条第四項及び第四十三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

(福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 第一項の事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十七条を削る。

第十七条の二中「第九条の二」を「第九条及び第九条の二」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第十七条とする。

この場合において、第九条第二項中「定期的に避難、救出等の訓練を」とあるのは、「避難及び消火に対する訓練にあっては毎月一回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第四十条第三項、第二十条第三項、第三十一条第三項、第三十五条第三項、第三十九条第

四項及び第四十三条第四項並びに第二条の規定による改正後の福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第四条第四項及び第十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第十号

福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県道路構造の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 自動運行補助施設

第四十五条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十六条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第十一号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の二の項中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

別表七の項中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削る。

別表八一の項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

別表八二の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第十二号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一項各号列記以外の部分中「第四号」を「第六号」に、「第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同項に次の二号を加える。

五 その者又は同居しようとする親族が第四十一条第一項第二号の規定に該当し、同項の規定により住宅の明渡請求を受けた者若しくは同号の規定に該当し、かつ、第四十条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いた者又はこれらの者が滞納している当該住宅の家賃について民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十一条の規定により連帯して債務の責任を負う者でないこと（当該住宅の明渡しの日（第十六条第四項の規定により知事が認定した明渡しの日を含む。）から五年を経過している場合及び当該家賃に係る債務を負っていない場合を除く。）。

六 その者又は同居しようとする親族が第四十一条第一項第六号（第二十四条の規定に違反したときに限る。）の規定に該当し、同項の規定により住宅の明渡請求を受けた者又は住宅の明渡請求を受けた者と同居していた者のうち当該明渡請求の原因となった行為をした者（当該行為をした時成年であった者に限る。）でないこと（当該住宅の明渡しの日から五年を経過している場合を除く。）。

第七条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項各号（第四号を除く。）」に改め、同条第二項中「第四号」を「第六号」に改める。

第十二条第二項に次の一号を加える。
 四 当該承認により同居させようとする者が第六条第一項第五号及び第六号に掲げる条件を具備する者でない場合

第二十四条の見出し中「迷惑行為等」を「迷惑行為」に改める。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県条例第十三号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員のうち「五、三八九人」を「五、三四九人」に、「四五七人」を「四五六人」に、「二三四人」を「二三六人」に、「六、〇八〇人」を「六、〇四一人」に改め、同表特別支援学校の職員のうち「一、八五五人」を「一、八五三人」に、「一、九四九人」を「一、九四七人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員のうち「二四、六四九人」を「二四、九〇七人」に、「六八一人」を「六七四人」に、「二二〇人」を「二二三三人」に、「七六〇人」を「七七八人」に、「一六、三一〇人」を「一六、五八二人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二〇五人」を「二二〇人」に、「二一九人」を「二二四人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県条例第十四号

福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び福岡県警察職員の

服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「署名押印」を「署名」に改める。

別記様式中「印」を削る。

(福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「署名押印」を「署名」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「印」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。